

【内部統制の整備に関する基本方針】

九州工業大学生生活協同組合は、組合員の負託に応え、その使命を達成するために事業・活動を行います。

この前提として、当生協は「業務の有効性及び効率性」「財務報告の信頼性」「事業活動に関わる法令等の遵守」「資産の保全」の4つの目的を達成するために、必要な内部統制の整備に関する基本方針（以下「基本方針」）を次のとおり定めます。

1. 理事および職員の職務執行が、法令・定款などに適合することを確保します。
2. 理事および職員の職務執行に関わる情報の保存および管理を適正に行います。
3. 理事および職員の職務執行が効率的に行われるようにします。
4. 損失の危険の管理を行います。
5. 財務報告を適正に作成します。
6. 監事監査がいっそう有効に行われるための環境を整備します。

2018年1月24日

九州工業大学生生活協同組合
2017年度第8回理事会

【内部統制 2018年度行動計画（案）】

1. 理事および職員の職務遂行が、法令・定款などに適合することを確保します。

- (1) 理事会および代表理事は、法令および定款を遵守することが当然の責務であり、常にこの立場で意思決定および業務執行に当たります。
- (2) 理事会は、生協法はじめ各種法令を遵守し、役職員が法令に反する行為をしていることに気づいた時は、是正に向けて行動します。
- (3) 理事会は、生協法に違反しないよう定款を定め、生協法および定款に基づいて規約規則等を整備します。規約・規則等を整備した後も、実態と照らし合わせて、より適切なものとなるよう措置を取ります。
- (4) 理事会は、反社会的勢力による不当要求に対して、組織全体として対応し、資金提供や裏取引など一切行いません。
- (5) 理事会は、個人情報保護法に対応した措置を実施します。
- (6) 理事会は、下請法（下請代金支払遅延等防止法）に対応した措置を実施します。

2. 理事および職員の職務遂行に関わる情報の保存および管理を適正に行います。

- (1) 理事会は、法令に基づいて、総会の議案書（事業報告書、決算関係書類等）を作成し、会員生協への提供・事務所への備置き・保存等を法令に沿って行います。
- (2) 理事会は、総会・理事会の議事録を法令・定款に則って作成し、適切に保存・管理します。理事会に出席した理事・監事は理事会議事録の内容を確認し、議事録に署名または押印します。

3. 理事および職員の職務遂行が効率的に行われるようにします。

- (1) 理事会は、理事会規則に基づいて開催し、必要な事項の報告、議決すべき事項の議決および重要な事項について協議に基づく意思決定を行います。
- (2) 理事会は、職務権限規程等のルールに基づいて意思決定・業務執行を合理的・効率的に行います。
- (3) 理事・職員は、「ビジョン」および「事業戦略」の検討を行い、それに基づく中期的な行動計画に沿って事業・活動を行うことでより高い成果を上げられることを確信し、系統的・目的意識的に努力を重ねよう努めます。
- (4) 専務理事は、すべての職員および学生委員・アドバイザーなど生協の事業と運営に携わる者すべてに対して、九州工業大学生協が目指していることとそのための取り組みを常に語り、職員の意欲・提案を引き出すよう努めます。また計画に沿った人員配置、指導、コントロール、作業環境の改善などを行います。

4. 損失の危険の管理を行います。

- (1) 食中毒・個人情報事故を発生させると組合員にも大きな損害が及ぶことを自覚し理事会で専務理事からこの危機への対処状況の報告を受け、確認します。
- (2) 危機管理マニュアルの再整備を順次進めます。

5. 財務報告を適正に作成します。

- (1) 理事会は、適正な財務報告を作成することが理事会の責務であることを確認します。
- (2) 専務理事は、理事会に対して常に適正な財務報告を提出する責務があることを確認します。
- (3) 専務理事は、法令等に基づき、事業報告書・決算関係書類・これらの附属明細書を作成し、理事会に提案します。

6. 監事監査がいっそう有効に行われるための環境を整備します。

- (1) 理事会は、健全な運営と社会的信頼確保のために、監事監査の環境整備が重要かつ必須であることを認識し、そのための措置を今後も実施します。
- (2) 専務理事は、監事会に出席するなど、監事と定期的に協議し、相互認識を深めます。
- (3) 代表理事は、重大な法令・定款違反、重大な不正行為および連合に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、理事だけでなく監事にも直ちに報告します。
- (4) 専務理事は、行政庁・全国大学生協連等から重要な指摘・指導・勧告等を受けた時は、理事とともに監事にも報告します。

<内部統制の有効性を確保するために>

- (1) 理事会は、内部統制を適切に整備することが組合員と大学の負託に応える上で重要であると考え、継続的に内部統制の整備を図ります。
- (2) 代表理事は内部統制の評価を行い、理事会に報告します。理事会は総会に報告します。
- (3) 専務理事は今後体制を整備し、内部監査を実施できるよう進めます。

以上